

「値段のないスーパーマーケット～みんなにとって『フェアな値段』を考えよう」等のコンテンツの提供に関する規程

(制定) 令和8年6月

(改訂) 令和8年8月

第1条（趣旨）

本規程は、農林水産省新事業・食品産業部企画グループ食料システム連携推進室（以下「農林水産省」と言います。）が実施した「値段のないスーパーマーケット～みんなにとって『フェアな値段』を考えよう」等の「フェアプライスプロジェクト」の取組の一環で農林水産省が作成した著作物（以下「著作物」と言います。）の利用に関し必要な事項を定めるものです。

第2条（目的）

フェアプライスプロジェクトの趣旨に則り、合理的な費用を考慮した価格形成による持続的な食料供給の実現に向けた消費者の理解と共感を深めることを狙いとして実施するイベント等（以下「イベント」と言います。）において、著作物の利用を通じ、イベント効果の増進を図ることを目的とします。

※フェアプライスプロジェクトは、消費者をはじめとする多くの関係者に対し、食品の生産・製造・流通に関わる実態、コスト高騰の背景等についてわかりやすく伝えることを通じて、各段階での合理的な費用を考慮した価格形成に向けた理解醸成と関係者の行動変容の促進を図る広報活動のこと。

第3条（事前承認）

著作物の利用に当たり、利用者は、以下の事項について事前に農林水産省に申請し、その承認を得てください。また、イベントの実施ごとに事前の申請を行うものとし、その期限はイベント実施の約3か月前を目安とします。

- (1) イベントの実施目的
- (2) イベントの実施日時及び場所
- (3) イベントの具体的な実施内容
- (4) 次条各号に定める著作物のうち利用を希望するもの、それらの利用方法、利用範囲
- (5) 外部業者等への委託の有無及びその選定先
- (6) 独自制作物がある場合はその内容
- (7) その他特筆すべき事項

第4条（利用可能な著作物）

利用者が前条で事前に申請した利用の範囲内に限り、農林水産省は同省が実施したイベントに関する著作物を提供します。提供する主な著作物は以下のとおりです。

- (1) 農林水産省実施イベントのロゴ（フェアプライスプロジェクトロゴマーク使用規程に基づく別途の届出は不要ですが、使用に当たっては、当該規程に従う必要があります。）
- (2) 展示用パネル
- (3) チラシ
- (4) 農林水産省実施イベントの運営マニュアル
- (5) 動画
- (6) その他（利用者が提供を希望し、農林水産省が提供できるもの）

第5条（実施報告）

利用者は、第3条で承認を受けた内容に基づきイベントを実施した後、以下の項目について、農林水産省に実施報告を行ってください。

- (1) イベント開催日時及び場所
- (2) イベント実施概要
- (3) イベント参加人数
- (4) アンケートを実施した場合はアンケート結果
- (5) その他特筆すべき事項

第6条（委託等における留意点）

利用者が主催するイベントを第三者に委託又は請負を行う場合、当該第三者に対し、本規程に基づく義務と同等の義務を負わせるものとし、当該第三者の行為について一切の責任を負うものとします。

第7条（イベントの実施における留意点）

利用者は、イベントの実施に当たり、利益を取得してはなりません。ただし、農林水産省が特に必要と認め、あらかじめ承認した場合はその限りではありません。

- 2 企業、団体等が提供する特定の商品やサービスの品質・安全性を保証する又は保証をすると誤認させるようなイベントの実施をしてはなりません。
- 3 農林水産省への事前の報告及び同省からの承認なく、同省が提供する著作物を申請内容以外の目的で使用してはなりません。
- 4 農林水産省が提供する著作物は事前の相談なく改変（翻案、一部改変等）して利用することはできません。
- 5 農林水産省への事前の報告及び同省からの承認なく、著作物を第三者に提供・譲渡してはなりません。
- 6 フェアプライスプロジェクトの信用又はイメージを損なうおそれのある一切の行為を行わない義務を負います。

第8条（利用者の遵守事項）

利用者は本規程を遵守するとともに、フェアプライスプロジェクトの趣旨を逸脱した使用をしないよう細心の注意を払うものとします。

- 2 利用者は、著作物の著作権やその他の権利を第三者が侵害し又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、農林水産省に通知するものとします。
- 3 利用者は、イベントの実施に関係する第三者との係争、審判、訴訟等（以下「係争等」という。）については、対応を農林水産省と協議して決定するものとし、係争等に要した費用（弁護士費用、訴訟費用等を含む。）は、利用者が負担するものとします。
- 4 利用者は、イベントの実施に当たり第三者に損害を与えた場合には、利用者がその損害について全責任を負うものとします。

第9条（承認の取消）

イベントの実施に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、著作物の利用に係る承認を取り消します。

- (1) 第3条の申請に虚偽の記載があった場合
- (2) 第7条の留意点が守られていないと認められる場合
- (3) 法令又は公序良俗に反すると認められる場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、農林水産省がイベントの実施を不適切と認めた場合

第10条（協議事項）

本規程に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、利用者と農林水産省が誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとします。

第11条（規程の改定）

本規程は、農林水産省より、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がありますので、ご承知ください。